

コンプライアンス規程

特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令ならびにこの法人の定款等諸規程等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 理事長は、理事会の決議によりコンプライアンスにかかる組織として以下のもの置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第4条

(1) 理事長は、理事会の決議によりコンプライアンス担当理事(以下担当理事という)を任命する。

(担当理事の職務)

第5条

担当理事は、コンプライアンス全般にかかる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

2 担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

3. 担当理事は、役員並びに使用人(臨時に勤務するものを含む)に対し、コンプライアンスに係る必要な情報、知識の提供等を通じて、コンプライアンスの重要性の認識を涵養することに努めなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事

項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とする。

(コンプライアンス担当部)

第7条 この法人の事務局をコンプライアンス担当部とする。

2 コンプライアンス担当部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

3 コンプライアンス担当部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに担当理事に報告する。

2 担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、コンプライアンス委員会に諮問し対応方針を検討し実施する。

3 前項の対応方針実施に当たっては、事前に理事長に報告しその意見を徴しなければならない。

(違反行為の発生への対応)

第9条 コンプライアンス違反行為発生時には、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、前条に基づく事実関係とともにその内容を公表する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第10条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の行動規範を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第11条 職員が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い謹責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

る。ただし、役員が報酬を得ている場合には、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受け
て理事長がこれを行う。

4 懲戒処分を行ったときは、当該事案の究明・分析を踏まえて、再発防止策を策定し、処分結果と
ともに公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2026年2月1日から施行する。(2026年1月12日理事会議決)

